

報告第1号

平成26年度の事業計画

国際漁場に依存する遠洋トロール漁業等を巡る国内外の環境は、水産資源に対する規制、海洋環境の変動、加えて上昇を続けると見込まれる燃油価格などにより平成26年度も引き続き厳しい展開となることが予想される。

このような状況の中、我が国の遠洋トロール漁業等の維持、再生、発展に向けて競争力のある漁業に再生させるための最後の砦として当協会は、関係省庁、国際機関等に対して引き続き必要な規制緩和、関係諸制度の改正及び我が国の遠洋トロール漁業等の操業条件の改善などに向けて、積極的に取り組んでいく。

また、年々加速化する過激な環境保護活動に対しては、漁業が人類の食料安全保障に貢献することを認識させ、海洋の生物資源の保存と持続的利用の調和を図るべく、漁業関係国との情報共有を密にし、無用な規制や非合理的な規制が導入されないよう、引き続き遠洋トロール等漁業の継続に主導的役割を果たして行く。

更に、公海で漁獲される魚種の中で、現在市場性のない魚種の未利用資源開発・市場開発などにも積極的に取り組み、漁業経営の改善を図る活動にも取り組む。

I. 国際対策事業

北方水域関係

(1) NPFCC(北太平洋漁業委員会)

①本条約は、日本、カナダは平成26年4月末現在批准済みであるが、関係国の4か国の批准を経て、早ければ平成26年暮れ、遅くとも平成27年には発効し、正式な国際機関NPFCCとして活動することが予想される。NPFCCの正式発足の前から関係国による準備会合を通じて天皇海山のクサカリツボダイ資源に対する資源管理が議論されてきているが、当協会会員の漁業にとって最重要資源の一つである天皇海山のクサカリツボダイ資源管理措置の議論において当協会会員の操業に致命的な影響を与えないよう関連するNPFCC関連会合に参加するとともに我が国政府（水産庁、水産研究センター）や関係国にも働きかけていく。

②特に、本年夏に我が国で開催が予定される VME (Vulnerable Marine Ecosystem : 脆弱な海洋生態系) の保存を検討する小作業グループ会合やクサカリツボダイ資源評価小作業グループ会合の議論は、条約発効後の天皇海山の底魚操業に直接影響を与えることになるので、関係省庁と協力して対応することとする。

(2) ベーリング公海条約

ベーリング公海のスケトウダラ資源が回復すれば、遠洋トロール漁業にとって非常に重要な漁場となる海域であり、操業の再開に向けて関係国会議に参加するとともに関係者の取組を支援する。

南方水域関係

(1) NAFO (北西大西洋漁業機関)

①NAFO 海域では現在日本漁船は操業していないが日本の漁獲枠が認められており、日本漁船の操業再開に必要な枠を確保し続けることが重要課題である。このため平成 26 年 5 月に開催予定の科学理事会をはじめとした NAFO 関連会合に必要な応じて研究者や協会職員の派遣を行う。

②NAFO 海域で日本漁船の操業が再開できるまでの間、日本の漁獲枠の有効利用と漁場情報の収集を図るため、引き続きカナダとの間で共同事業の枠組みを維持し、実施する。

(2) CCAMLR (南極生物保存条約)

2013/2014 年 CCAMLR 漁期に関して新たな漁区の設定が認められ、日本に関係する海域のメロ漁獲可能量は 4,373 トンとなった。しかしながら漁期前半は海氷の影響で新漁区での操業が行えなかったが、引き続き CCAMLR 関連会合に向けて協会職員の派遣、関係機関、関係者の支援を得て新漁区及び必要な漁獲枠の維持確保に努めていく。

(3) ニュージーランド水域

NZ 水域で操業する外国漁船に対する NZ 船籍化を求める法案の行方は予断を許さないが、引き続き関係省庁と協力して日本漁船の例外化を求めて NZ 当局に働きかけていくが、NZ 籍化が避けえない場合も想定して円滑な操業の継続が可能なよう関係者と意思疎通を通じて対応を検討していく。

(4) SEAFO (南東大西洋漁業管理機関)

平成 26 年 12 月にナミビアで開催される SEAFO 年次会議に必要な応じて職員を派遣し、我が国漁業の操業機会の維持、確保に努める。

(5) SIOFA(南インド洋漁業委員会)及びSIODFA(南インド洋深海漁業協会)

①SIOFAの次期年次会合は平成27年3月(モーリシャス)に予定されているが、それまでの間に関係国の間で電子メールによる協議を通じて各種委員会の手続規則、資源・漁業管理措置等が決定される予定であり、我が国漁業にとって不利にならないよう関係省庁に働きかけを行うとともに必要に応じて関連会合に職員を派遣する。

②SIODFAは、SIOFA海域で操業する漁業者が設立した国際漁業者団体であり、出来るだけ同団体との協力的関係を維持しつつSIOFAや環境保護団体等への対応を図るよう努める。

(6) その他の水域

上記以外の関係諸国との合弁企業による事業については、前年に引き続き相手国の政府関係者、業界関係者との意思疎通を図り、事業の継続、維持発展に努めるとともに、新たな操業機会や合弁事業の可能性を追求する。

その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のために必要な措置

①各種政府間漁業関係協議、多国間会合、民間協議等には、既存漁業の維持発展、新規事業漁場開発、合弁事業推進のために積極的に参加する。

②関係国との意思疎通や交流を図るため関係省庁や海外漁業協力財団等の協力を得て、外国の関係者の日本への招聘、我が国の調査団、専門家、技術者の派遣を行う。

③遠洋トロール漁業等の操業に支障が生じないよう反漁業活動の阻止や貿易自由化に向けた対応を行うため、引き続き必要に応じて関係省庁、関係団体と連携してICFA(国際水産連合)、FAO関係会員を中心に必要に応じて遠洋トロール漁業等の再構築のために欧米等の漁業技術先進地へミッションを派遣し、関連先進技術の調査、習得、移転に努める。

④過激な環境保護活動については、食料確保の生産手段である漁業存続について、FAO(国連食糧農業機関)、国連等への働きかけを行う。

II. 国内対策事業

(1)平成25年8月から実施している第五十一開洋丸を用いた「がんばる漁業創設支援事業」の事業実施主体として、引き続き新漁場・新資源開発に取り組むとともに、事業の改善を図り、安定的な操業の実施に努める。

(2) 平成 26 年度中に「もうかる漁業推進支援事業」に応募し、当協会会員が新たに建造を予定している漁船を活用し、上記(1)の「がんばる漁業創設支援事業」と併せて新たな遠洋トロール漁業の構築に向けて積極的に取り組む。

(3) 燃油価格の高騰に対する、リスクヘッジとして、漁業者と国とで基金を作り、燃油の基準価格水準を超えた場合に超過部分について補填するセーフティネット事業が継続されている。25 年度途中から追加された緊急特別対策を含め、引き続き燃油高騰に関する支援が着実に受けられるようにする。

(4) 漁船の運航に係わる制度等を検討する(一社)大日本水産会・海務労務委員会では、IMO (国際海事機関) 関係における SOLAS 条約、MARPOL 条約などの情報の収集等を進めているが、2011 年のトレモリノス「新協定」採択、STCW-F の発効などに伴う国内法制度化に向けて業界の意見を反映させていくのと同時に、当協会会員のような少隻数の漁業種類であっても、国内外の枠組みに不都合となることのないように取り組む。

(5) 全国水産物輸入対策協議会の活動では、特に最終局面に入っているとされる TPP における水産権益の確保を中心に、EPA、WTO 等の諸問題に対応すべく、積極的に参加する。

(6) マルシップ管理委員会に出席し、昨年に引き続き本年度も会員各社と連絡を密にして、漁船漁業の円滑な遂行に努力する。

(7) (一社)大日本水産会を事務局として立ち上げたマリン・エコ・ラベル・ジャパン (MEL ジャパン) の広報普及委員会等に出席、業界への普及、一般への広報に向けて積極的に関与・協力する。